

公立保育所民営化方針の見直しについて

経過

H13年度	幹部会議において全園民営化方針を決定し、市の方針として打ち出す。
H15年度	法人上三箇保育園 開設
H19～20年度	上三箇訴訟を踏まえ、1年の引継期間を設け寺川・津の辺保育所の民営化に着手
H21年度	法人寺川保育園、法人津の辺保育園 開設

考え方

- これまで3園の民営化を実施し、その創出財源を用いて多様な子育てサービスを拡充でき、市民福祉の向上に大きな成果をもたらした。
- しかし、障害児の増加や子育て力の低下等が進む中で、公立保育所は保護者の信頼も厚く、虐待児や障害児受入の調整弁として機能しているが、正職保育士の退職が進み、機能低下が懸念されていることから、民営化方針の見直しが必要な時期にある。

公立保育所の果たすべき役割

- 要保育児のセーフティネット機能
 - ・民間園において受入が難しい児童（児童虐待や重度障害児）受入の調整機能
- 在宅子育て支援
 - ・地域の在宅子育て世帯に対する相談や情報提供等の支援
- 民間保育園の保育指導
 - ・直接サービスを行う保育現場で培った技能に基づく、民間保育園の保育指導

今後の方向性

公立保育所の果たす役割を維持・強化するため、全園民営化方針を見直す。

- 3園体制の維持
 - ⇒更なる民営化は、府内最低レベルの公立保育所構成率や地域バランス、公立保育所の担うべき役割を勘案して、3園体制を継続していく
- 保育士の採用（保育士の年齢層の空洞化の解決等）
 - ⇒即戦力・経験者採用を計画的に実施し、世代構成の偏重を是正する

その他

- 幼保一体化との整合について
 - ・現在、国会審議中である「子ども・子育て新システム」制度案について、不透明な部分が多く、修正される可能性が高い。また、待機児童数が多くない本市では、幼保一体化の必然性は低く、子ども・子育て新システムの明確なビジョン、制度設計が示されてから、公立保育所を含めて、幼保一体化のあり方を検討していく。

子ども発達支援センターの今後の運営について

経過

- 平成22年度に建替え候補地を北条西小跡地とする庁内方針を決定し、基本設計に着手するとともに、新施設の運営は民間活力を視野に入れて検討することとした。
- 平成23年度において北条西小周辺住民から計画案の了承を得られたものの、保護者OB等から提出された請願が議会で継続審議となった。

課題

- 現在地での建替は、敷地面積が狭く、建て替えても十分な延床と園庭が確保出来ないため断念し、他に適当な用地は見当たらないため、北条西小跡を候補地に決定した経緯がある。
- 地元に対しては、北条西小跡地活用として、①新療育施設・地元還元複合施設の建設、②周辺道路の改善を前提として理解を得た一方で、継続審議となった請願の主な内容は、①直営体制の維持、②移転候補地の見直しが含まれ、候補地の合意形成は膠着状態となっている。
- 障害児通園施設の運営は、採算面が厳しいため、民営施設は少なく公設公営施設が多い。

- 今般の制度改正によって、障害児支援策は民間参入の推進が想定されている一方で、これまで子ども発達支援Cが培ってきた療育ノウハウ等は評価が高く、保護者等からは直営体制維持への強い希望がある。
- また、直営を維持し続けるためには、専門職の退職補充が不可欠である。
- このため、新施設の合意形成を図るためには、長期的な視点を持って今後の運営方法を検証していく必要がある。

今後の方向性

新療育施設は直営でスタートさせるが、段階的に民間活力の導入を目指す。

今後のスケジュール

- ・ 6月8日 戦略会議の開催（新療育施設を直営体制でスタートさせる方針を決定）
- ・ 6月～8月 議会、請願者等関係者と懸案課題（レイアウト面・運営体制等）について調整し、早期に候補地等を決定
- ・ 9月中 9月議会で補正予算の可決後、早急に基本設計・実施設計に着手

考え方

- ・ 保護者OB等は「直営体制の維持」を最重要事項に位置づけており、市が直営方針を打ち出すことによって、移転地の合意形成を推進させることが可能と思われる。
- ・ このため、新施設の運営については、直営体制でスタートするが、将来的には、市専門職員の配置体制や民間事業者の参入状況等を見極めつつ、段階的に民間活力の導入等について検討していく。

飯盛山荘事業の廃止について

概要

- 飯盛山荘は、昭和47年建設、築40年が経過し、老朽化が進んでいる。
- 設置区域は、急傾斜地崩壊危険個所に指定。斜面が崩れた場合に被害が出ると想定。
- 設置場所が、急な坂を上った北條神社の横に位置しており、交通面からも不便。

経過

- 平成22年12月に、事業仕分けを実施。「廃止(8)・見直し(3)」の結果が出た。
 - ・立地、安全面等から廃止すべき等の意見があった。
- 平成23年3月、6月、12月議会での一般質問や同年11月に開催された「議会改革と行財政改革に関する特別委員会」において、廃止の方向で進めていくと説明。
- 平成24年5月の懸案事項市長レクにおいて、市長から危険を回避するためにも早急に施設を廃止するよう、指示あり。

今後の方向性

平成24年度(平成25年3月31日)で廃止

今後のスケジュール

- ・6月 8日 戦略会議の開催(飯盛山荘廃止の決定)
- ・6月15日 北条第一地区要望に対する回答(飯盛山荘のあり方)
- ・7月下旬 9月議会へ議案提出(老人福祉5施設条例の改正(飯盛山荘廃止))
- ・9月下旬 9月議会 議決
- ・10月以降 市民周知

利用者及び地元関係者に対し、事業廃止についての説明会の実施

※ 議会への周知時期についても、慎重に検討する必要がある。

利用者への対応

- 代替施設として、北条西小学校の跡地を活用する。
- ただし、飯盛山荘の廃止と北条西小学校跡地利用の開始時期のタイミングが合致しない場合は、跡地活用が開始できるまで次のように対応していく。
 - ① 団体使用は、総合福祉センターの施設を活用して頂く(空き部屋が存在する)。
 - ② 飯盛山荘の近隣住民については、北条老人憩の家を活用して頂く。

○ その他

飯盛山荘は、老人福祉法に基づく老人福祉センターA型である。

廃止によって本市内のセンター機能が1つ廃止となるが、同法に基づくセンター機能を持った施設を新たに設置することはない。

深野・諸福児童センター事業の廃止について

概要

○児童福祉法に基づく児童厚生施設として、昭和55年8月に「深野児童センター」、昭和59年4月に「諸福児童センター」が開設。児童の健全な遊びを通して健康を増進、情緒を豊かにし体力増進を図ることを目的としてきた。

また「諸福児童センター」は同一敷地内に「老人福祉センター」を併設し、高齢者と子どもの交流を図るふれあいの場として設置された。年齢は18歳までを対象としており、双方ともに無料開放型である。

○両センターで、近年は年間52,000～55,000人の利用がある。

経過

○平成22年12月の事業仕分けでは、「コーディネーターは廃止・市民判定員は見直し」の結果が出た。「放課後児童クラブとの関係や地域間差を鑑み、両児童センターとも廃止に向け検討を行う。時期については児童センターごとに考慮するが、平成25年度に行われる学校統合による深野北小学校の廃校を一つの目安とする。」と示された。

今後の方向性

平成24年度(平成25年3月31日)で廃止

今後のスケジュール

- ・6月 8日 戦略会議の開催(児童センター廃止の決定)
- ・7月下旬 9月議会へ議案提出(補正予算、児童センター条例の廃止)
※「諸福小学校放課後児童クラブ」設置にむけて教室改修予算)
- ・9月下旬 9月議会で議決
- ・10月以降 市民周知
利用児及び保護者・近隣住民に対し、事業廃止についての説明会の実施
※ 議会への周知時期についても、慎重に検討する必要がある。
- ・平成25年3月末で両児童センター廃止

利用者への対応

- 深野児童センター = 廃校となる深野北小は統合先の、深野小・四条北小に放課後児童クラブが設置されている。
- 諸福児童センター = 新たに諸福小学校に放課後児童クラブを設置する。

大東市採用別・退職別職員数推移

平成24年4月1日

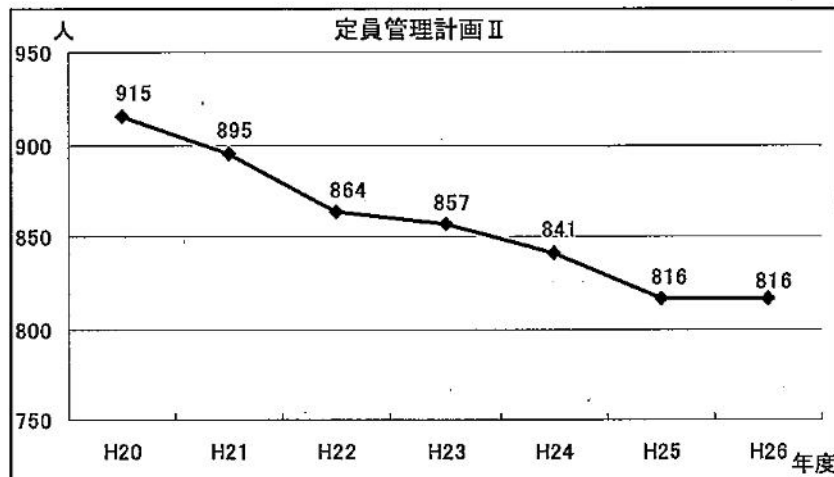
年度	正職員											再任用 職員	任期付 職員
	職員 定数	退職 者数	退職理由				次年度 採用者	採用理由			定数外 調整		
			定年	勸奨	自己都合 死亡	指導主事 その他		新規	指導主事 その他	割愛			
17	1030	101	6	88	2	5	25	20	5			18	
18	954	58	26	16	12	4	25	21	4		-1	12	
19	920	79	47	19	7	6	32	20	6	6	2	12	
20	875	70	50	10	3	7	26	20	6			40	
21	831	67	47	11	4	5	23	20	3		1	64	
22	788	64	49	9	3	3	22	20	2			76	
23	746	39	21	5	6	7	24	18	6			106	
24	731	30	30				20	20				94	
25	721	24	24				20	20					
26	717	25	25				20	20					
27	712	21	21				20	20					
28	711	26	26				20	20					
29	705	28	28				20	20					

Ⅱ. 人件費総額の抑制

人件費総額の抑制は行財政改革の基本的な方策です。引き続き職員数の適正化を図りながら一般職等の人件費増の予防に努め、民間活力の導入と多様な労働力配置を積極的に推進することによって人件費総額を抑制していくこととします。

(1) 職員816人体制への円滑な移行

分類番号	改革目標	取組期間	所管部
2-1	平成25年度当初の職員816人体制への円滑な移行を目指す「定員管理計画Ⅱ」を基本とするが、公共施設の運営や退職者数の変動に応じて、適宜定員管理の見直しを行うものとする。	平成22年度～26年度	政策推進部 各部



年度	20	21	22	23	24	25	26
定員管理計画	988	942	899	874	849	816	—
定員管理計画Ⅱ	915※	895※	864※	857	841	816	816

- 職員数は、特別職、教育長および一部事務組合への派遣職員を除き、大阪府、広域連合への派遣職員を含めた全会計の正職員数である。(本計画より一部事務組合派遣職員を対象外とした。そのため平成20年度および平成21年度職員数についてP3表「I職員数の削減」の「達成状況」の正職員数と2名の差が生じている。)
- 「※」は各年度当初の職員実数である。

【定員管理計画Ⅱの内訳】

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
当初正職員数	831	788※注	753	743	721	707
定年退職者数	47	50	24	36	29	—
定年前の退職(想定)	15	5	5	5	5	—
指導主事削減	2	0	1	1	0	—
次年度新規採用	20	20	20	20	20	—
再任用・任期付職員数	64	76	104	98	95	109
当初総職員数	895	864	857	841	816	816

※再任用および任期付職員数については、H21、H22は実数、H23以降は概ね定年退職者数の×0.55で計上。
 ※注) 東大阪市・大東市清掃センターへの派遣がなくなったことに伴う1名増。